

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年5月17日（平成28年（行個）諮問第74号及び同第75号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行個）答申第88号及び同第89号）

事件名：本人に係る平成5年分所得税確定申告書の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る平成3年分所得税確定申告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の文書1及び文書2（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 平成5年分所得税確定申告書

文書2 平成3年分所得税確定申告書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月22日付け特定記号第314号及び同第315号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである（なお、審査請求人から、平成28年6月20日付け（同日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。
不適切な確定申告書であるゆえ、確認のために開示を求める。

行政不服審査法の規定に基づき、開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成28年（行個）諮問第74号）

（1）本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、開示請求者（審

査請求人)が「平成5年分所得税確定申告書」(以下「本件請求保有個人情報1」という。)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件請求保有個人情報1は文書保存期間(7年)が満了し、既に廃棄しているとして、平成27年12月22日付け特定記号第314号により、法18条2項の規定に基づき不開示決定(原処分1)を行った。

これに対し審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

(2) 原処分1の妥当性について

ア 処分庁は、審査請求人の申出から、「審査請求人が提出した平成5年分所得税確定申告書」を本件請求保有個人情報1として特定した。

本件請求保有個人情報1に係る処分庁における行政文書の保存期間は、当時の規定である平成12年5月24日付け国税庁訓令第1号「国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令」34条の「保存期間」により規定され、本件請求保有個人情報1は、当該「保存期間」における「申告書・決議書等関係書類」(保存期間が7年)に該当することになる。

なお、保存期間満了となった行政文書は廃棄することとなっている。

イ 本件請求保有個人情報1の存否について

本件請求保有個人情報1の保存期間は7年であり、平成13年に保存期間が満了しているといえる。

また、本件開示請求を受け、処分庁において上記文書を探索し、審査請求後にも諮問庁において再度探索したが、その存在は確認されなかった。

したがって、本件請求保有個人情報1は既に保存期間が満了しており、廃棄されたものと認められる。

ウ 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報1については、行政文書の保存期間満了に伴い廃棄されているので、不存在として開示しない旨の決定をした原処分1は、妥当である。

2 理由説明書2(平成28年(行個)諮問第75号)

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長(処分庁)に対して、開示請求者(審査請求人)が「平成3年分所得税確定申告書」(以下「本件請求保有個人情報2」という。)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件請求保有個人情報2は文書保存期間(7年)が満了し、既に廃棄しているとして、平成27年12月22日付け特定記号第315号により、法18条2項の規定に基づき不開

示決定（原処分2）を行った。

これに対し審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2) 原処分2の妥当性について

ア 処分庁は、審査請求人の申出から、「審査請求人が提出した平成3年分所得税確定申告書」を本件請求保有個人情報2として特定した。

本件請求保有個人情報2に係る処分庁における行政文書の保存期間は、当時の規定である平成6年6月23日付け官総7-27（例規）「国税局（所）及び税務署の文書の保存類別標準表」の「II 税務署の文書保存類別標準表」により規定され、本件請求保有個人情報2は、「各税の納税申告書」であることから、第3類文書（7年保存）に該当することになる。

なお、保存期間満了となった行政文書は廃棄することとなっている。

イ 本件請求保有個人情報2の存否について

本件請求保有個人情報2の保存期間は7年であり、平成11年に保存期間が満了しているといえる。

また、本件開示請求を受け、処分庁において上記文書を探索し、審査請求後にも諮問庁において再度探索したが、その存在は確認されなかった。

したがって、本件請求保有個人情報2は既に保存期間が満了しており、廃棄されたものと認められる。

ウ 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報2については、行政文書の保存期間満了に伴い廃棄されているので、不存在として開示しない旨の決定をした原処分2は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行個）諮問第74号及び同第75号を併合の上、調査審議を行った。

- ①平成28年5月17日 諮問の受理（諮問第74号及び同第75号）
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③同年6月20日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④同年8月8日 審議（同上）
- ⑤同年9月1日 諮問第74号及び同第75号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行い、諮問庁もこれを妥当としている。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報を開示するよう求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 所得税確定申告書の国税当局における保存状況等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 通常、所得税確定申告書は、その年分の翌年2月16日から3月15日までに納税者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないものとされており、平成3年分所得税確定申告書の法定申告期限は平成4年3月16日（15日は日曜日であった。）、平成5年分所得税確定申告書の法定申告期限は平成6年3月15日であった。

そして、所得税確定申告書の保存期間について、平成6年6月23日付け官総7-27（例規）「国税局（所）及び税務署の文書の保存類別標準表」（以下「平成6年規程」という。）及び平成12年5月24日付け国税庁訓令第1号「国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令」（以下「平成12年規程」という。）によると、いずれにおいてもその保存期間は7年、その編さん区分は「暦年」とされており、平成3年分所得税確定申告書の保存期間は、法定申告期限の属する年の最終日の翌日である平成5年1月1日から平成11年12月31日までであり、平成5年分所得税確定申告書の保存期間は、法定申告期限の属する年の最終日の翌日である平成7年1月1日から平成13年12月31日までであったと認められる。

なお、開示請求者に係る本件文書について、その保存期間を延長した事実は確認できない。

イ 保存期間が満了した所得税確定申告書は、保存期間満了日の翌年6月に廃棄することが通常であり、当該廃棄に係る廃棄簿書目録を作成することになる。平成3年分所得税確定申告書に係る廃棄簿書目録の保存期間は、平成6年規程において第6類文書の廃棄簿書目録類の1年・会計年度保存とされているため、平成13年4月1日から平成14年3月31日までになると認められる。また、平成5年分所得税確定申告書に係る廃棄簿書目録の保存期間は、平成12年規程において行政文書管理関係帳簿の5年・暦年保存とされているため、平成15年1月1日から平成19年12月31日までになると認められる。そうすると、本件文書の廃棄の事実を示す廃棄簿書目録も廃棄されてい

ることになる。

ウ 念のため、本件対象保有個人情報については、本件開示請求を受けた際及び審査請求を受けた際に特定税務署において探索を実施したが、その保有は確認できなかった。

エ したがって、本件対象保有個人情報を特定税務署において保有しているとは認められない。

(2) 諮問庁から平成6年規程及び平成12年規程の提出を受け、当審査会において確認したところ、平成6年規程における所得税確定申告書の保存期間の開始の日に関する定めは確認できないものの、その他の定めは諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりと認められ、また、保存期間延長の理由となる事由も認められないから、本件文書が保存期間満了により廃棄されたとする諮問庁の説明は不自然、不合理ではなく、これを覆すに足る事情も認められない。

そして、諮問庁が念のため実施したとする上記(1)ウの本件対象保有個人情報の探索も不十分とはいえないから、特定税務署において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定税務署において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子